

新型コロナウイルス感染症で 経営にお困りの事業者の皆様へ

医療関係

R3年7月版

第3次補正予算等で、思い切った事業の再構築を支援する新たな補助金を創設するなど、より一層支援策を拡充しました。

従業員の
休業手当等のため

最大
10/10

の助成金を支給

新分野展開などの
事業の再構築に

最大
1億円

まで補助

実質無利子
融資の上限を

最大
3億円

に引上げ

裏面に医療関係の皆様が支援を受けられる場合について
まとめてあります。ぜひ。ご一読を。

[裏面へ](#)

【支援が受けられる場合についてまとめました】

最大3億円までの実質無利子融資などにより、資金繰りを支援するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、ITツールの導入等、ポストコロナに向けた前向きな投資を応援します。

休業手当の負担が重く、従業員の雇用の維持が大変

雇用調整助成金で休業手当等を助成します

緊急対応期間中（昨年4月1日～今年8月末（予定））の休業等について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、助成率が最大10/10となります。さらに、助成額の上限が対象者1人当たり最大15,000円/日となっています。

思い切った事業の再構築に挑戦したい

事業再構築補助金をご活用いただけます

ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新分野展開や業態転換などを行う事業者に対し、設備投資などの取組費用の最大2/3（上限1億円）、緊急事態宣言特別枠では最大3/4（従業員規模に応じて上限500万円～1,500万円）を支援します。※対象となる取組や業種等の詳細は、HP等をご覧ください。



売上減少に伴い、当面の運転資金を調達したい

実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。

再度のご相談も可能です。

- ・日本公庫国民事業→最大6,000万円（拡充前4,000万円）
- ・日本公庫中小事業、商工中金（危機対応融資）→最大3億円（拡充前2億円）

売上が大幅に減少したが、事業を立て直し、継続したい

月次支援金を給付します

緊急事態措置・まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等により影響を受け、売上が対前年（または対前々年）同月比で50%以上減少した中小法人等に最大20万円/月、個人事業者等に最大10万円/月の月次支援金を給付します。

業務効率化のために設備・システムを導入したい

IT導入補助金が活用できます

IT導入補助で業務効率化のためのシステム導入を支援します。

※1 中小企業・小規模事業者が補助対象です。

※2 法人格のない任意団体は補助の対象外となります。

事業再構築補助金等、一部支援策は電子申請システム（jGrants）での受付を予定しています。GビズIDプライムの事前取得をお勧めします（申請後2～3週間かかります）。

【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページ等でご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連

本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

